

厚木市総合計画審議会規則の
一部を改正する規則をここに公
布する。

令和8年5月18日

厚木市長 山口 貴裕

厚木市総合計画審議会規則の一部を改正する等の規則

(厚木市総合計画審議会規則の一部改正)

第1条 厚木市総合計画審議会規則(昭和42年厚木市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画に関すること。

第3条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議規則の廃止)

第2条 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議規則(平成30年厚木市規則第6号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市総合計画審議会規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱(補欠の委員に係るものを除く。)から適用する。
- 3 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。